

第 1 章

計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 市の状況

下野市は、平成18年1月の3町合併後、平成19年度に本市における健康づくりを総合的かつ計画的に推進する指針として「健康しもつけ21プラン」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。基本理念を『市民の一人ひとりが、積極的に健康づくりを実践し、「幸せを実感できる生活」をめざします』として各種の健康づくりを推進してきました。

平成24年度には「第1次計画」の基本理念を引き継ぎ、「栄養・食生活」「運動」「休養・こころの健康づくり」「喫煙・飲酒」「健診を中心とした生活習慣病の予防」の5つの領域を重点課題とした「第2次健康しもつけ21プラン」を策定し、市民の健康づくりに取り組んできました。

また、部門別計画として平成26年度に「第1期下野市歯科保健基本計画」を策定し、歯と口腔の健康づくりを推進しています。

(2) 県の動向

栃木県は、総合的な健康づくりの指針として、とちぎの健康づくりのめざすべき方向と具体的目標を設定し、施策の展開を図るため、平成25年3月に、平成34年度までの10か年計画である「とちぎ健康21プラン（2期計画）」を策定しました。

「生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる豊かで活力ある健康長寿とちぎの創造」の実現を目指し、「健康寿命の延伸 健康格差の縮小」を基本目標に掲げ、4つの基本方向「生活習慣病の発症予防と重症化の予防の徹底」「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」「健康を支え、守るための社会環境の整備」「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」により取り組んでいます。

(3) 国の動向

国は、平成25年度に「健康日本21（第二次）」を策定しました。「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現を目指し、各種の取り組みを進めるとともに、これまでの意識啓発に加え、社会環境の整備の視点が強調されています。

また、平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、歯科口腔保健に対する取り組みを推進しています。

2. 計画策定の趣旨

下野市では、平成 24 年度に「第 2 次健康しもつけ 21 プラン」（計画期間平成 25～29 年度）、また、部門別計画として平成 26 年度に「第 1 期下野市歯科保健基本計画」（計画期間平成 27～29 年度）を策定しました。

平成 27 年度の本市の死因別死亡数においては、三大生活習慣病（悪性新生物、脳血管疾患、心疾患）によるものが全体の半数を占めており、特に、脳血管疾患の標準化死亡比が栃木県と比較して高い割合であり、また国民健康保険加入者の医療費においても脳血管疾患は上位にある状況です。

このため、脳血管疾患の大きな危険因子である高血圧予防に重点を置いた各種健康づくり事業に取り組んでいるところです。

健康は、すべての活力の源であり、好ましい日々の食事や適度な運動、適切な休養など市民一人ひとりが自らの健康づくりに取り組むとともに、地域で健康づくりの輪を広げることが必要です。

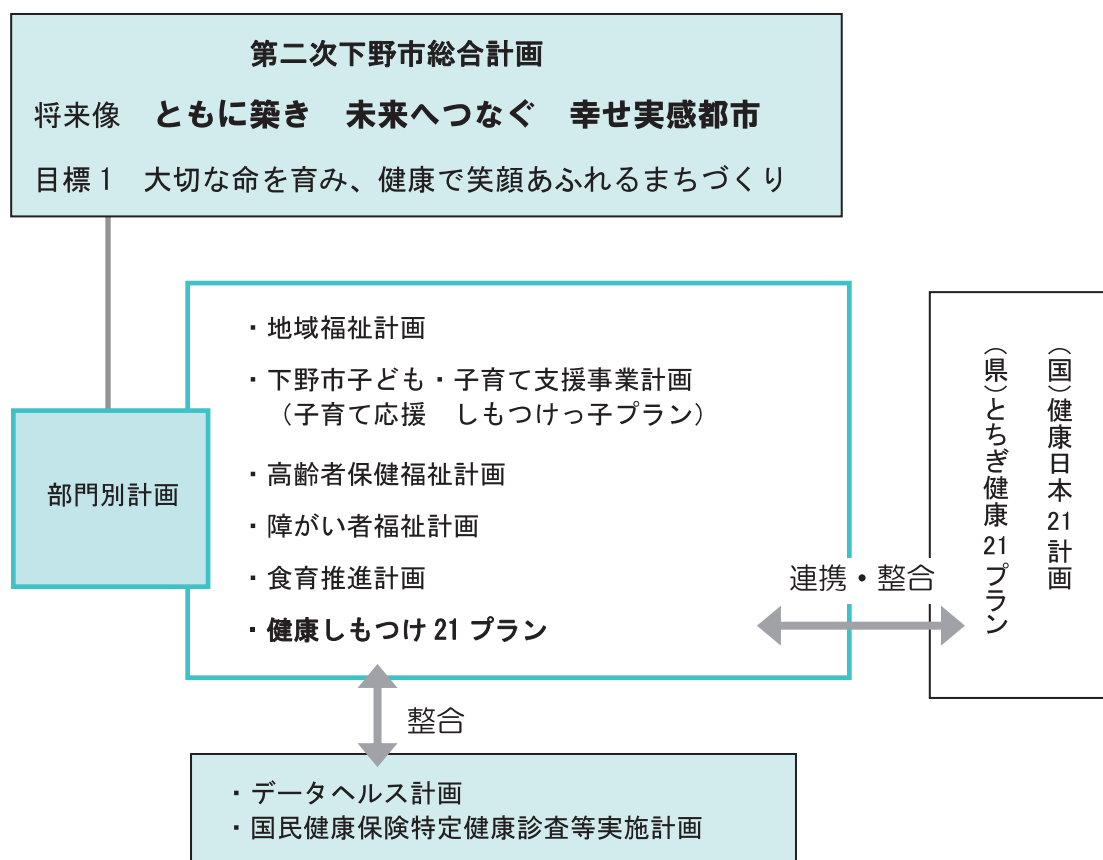
また、平成 24 年 7 月に改正された国の「健康日本 21（第二次）」では、個人の健康づくりをささえる社会環境を総合的に整備していくことが重視されています。

以上のことから、平成 29 年度をもって計画期間が満了する第 2 次計画の成果を検証し、下野市の新たな課題等に対応するため、第 1 期下野市歯科保健基本計画の方針を含めた形で平成 30 年度からの「第 3 次健康しもつけ 21 プラン（第 3 次下野市健康増進計画）」を策定します。

3. 計画の位置付け

本計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条に基づく、下野市民の健康の増進の推進に関する施策についての計画です。

また、第二次下野市総合計画の基本構想に掲げている「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」を実現するための部門別計画として位置付けられ、国やその他の関連計画との整合を図りつつ策定するものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度～平成 34 年度までの 5 か年計画とし、目標年度である平成 34 年度に評価及び見直しを行います。また、法制度等の改正等があった場合は必要に応じて見直しを行い柔軟に対応することとします。

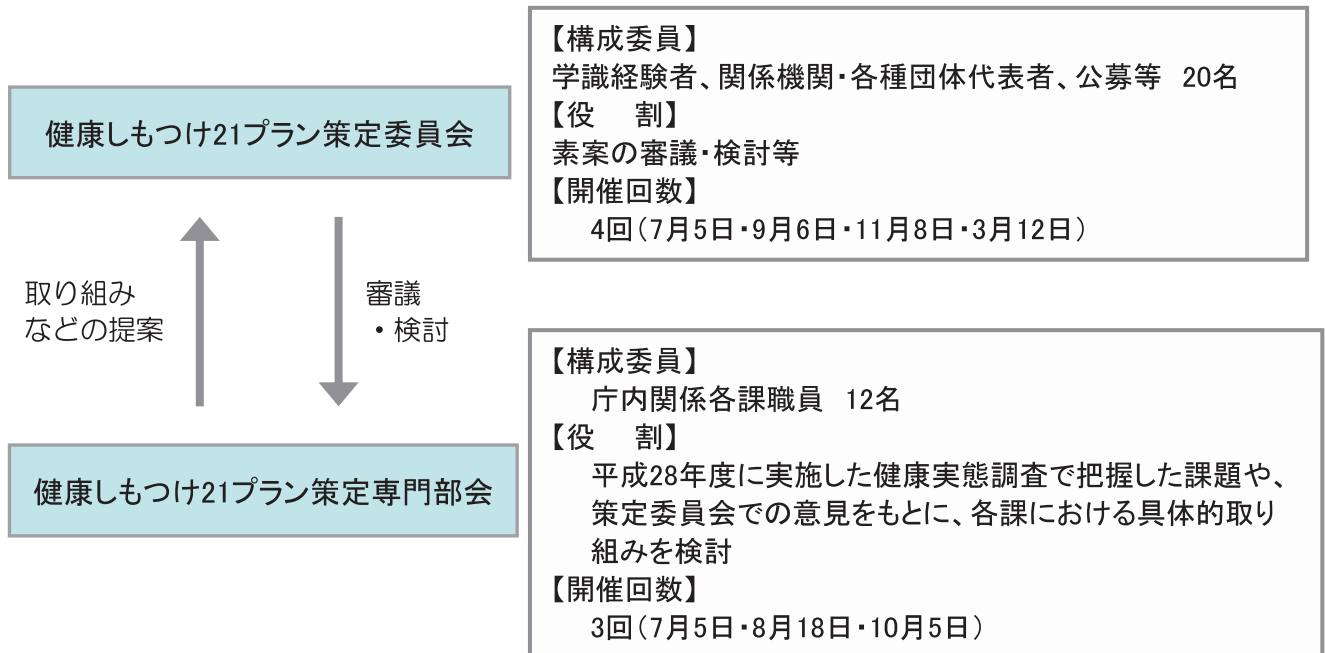
健康増進計画に係る市・県・国の計画

年度	平成 20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
下野市	健康しもつけ21プラン (H19～24年度)					第2次健康しもつけ21プラン (H25～29年度)					第3次健康しもつけ21プラン (H30～34年度)				
						第1期下野市歯科保健 基本計画(H27～29年度)									
	下野市国民健康保険特定健康診査等 実施計画(第1期)(H20～24年度)					下野市国民健康保険特定健康診査等 実施計画(第二期)(H25～29年度)									
						下野市国民 健康保険データ ヘルス計画 (H28～29年度)									
栃木県						栃木県歯科保健基本計画(H24～29年度)									
											とちぎ健康21プラン(2期計画)(H25年度～34年度)				
						栃木県保健医療計画(6期計画) (H25～29年度)					栃木県保健医療計画(7期計画) (H30～35年度)				
国											健康日本21(第二次)(H25年度～34年度)				
						がん対策推進基本計画(H24～28年度)									
											健やか親子21(第2次)(H27～36年度)				
						○自殺総合対策大綱の見直し					○自殺総合対策大綱の見直し				

注1) 「第3次健康しもつけ21プラン」は、「第2期下野市歯科保健基本計画」を含みます。

注2) 平成 31 年より元号が変更となりますが、策定年度時点で新元号が決定していないため、便宜上「平成」と表記するものとします。(本文中も同様)

5. 策定体制



策定委員会の様子

6. 健康実態調査

本計画を策定するにあたり、市民の健康や生活習慣等の状況について実態調査を行いました。

(1) 健康と生活習慣に関する健康実態調査

〔対象者〕 市内在住の20歳から69歳の男女：2,000人（性・年齢階層別に層化し、無作為抽出）

〔調査時期〕 平成28年9月

〔調査方法〕 質問票を郵送にて配布し、回収は郵送、市ホームページのいずれか

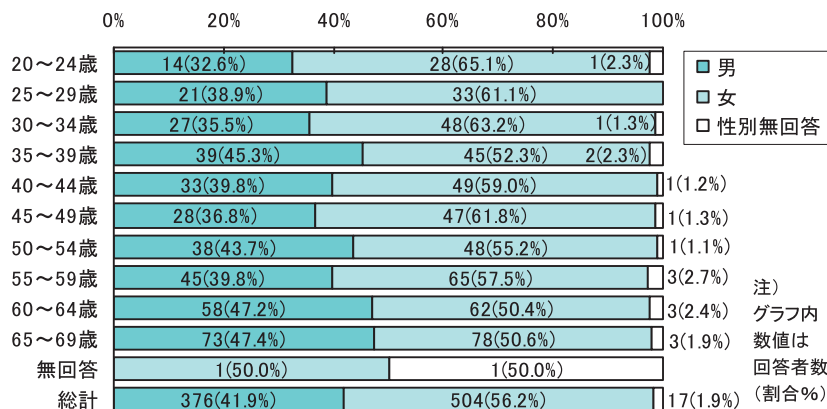
〔配布・回収数〕

	配布数	回収数	回収率 (%)
郵送	1,991	842	45.1
市ホームページ		55	
合計		897	

年齢階層別回収率

年齢階級	回収数	回収率
20歳代	97	24.3%
30歳代	162	41.1%
40歳代	159	39.8%
50歳代	200	50.0%
60歳代	277	69.4%
無回答	2	—

回答者性別割合



(2) 幼児の健康実態調査

〔対象者〕 年長児（6歳の幼児）（年度年齢）

〔調査時期〕 平成28年10～11月

〔調査方法〕 調査票を各園に配布し、各園より対象者に配布（市外に通園する方へは郵送）
回収は、園でとりまとめ、健康増進課へ提出（市外に通園する方は返信用封筒で投函）

〔回収率〕 82.0%（配布522通、回収428通）

(3) 児童の生活習慣に関する調査

〔対象者〕 小学5・6年生

〔調査時期〕 平成29年5～6月

〔調査方法〕 各小学校に調査票を配布し、学校ごとに実施した後、健康増進課へ提出

〔回収率〕 95.4%（配布1,073通、回収1,024通）